

【インドネシア法】

インドネシアにおける ハラール認証義務付けの 段階的導入

～2024年10月から始まります～



大江橋法律事務所 弁護士 /
ニューヨーク州弁護士
逢見 昂平

▶ PROFILE

kohei.omi@ohebashi.com

第1 はじめに

インドネシアは、現在、世界第4位の約2億8000万人という膨大な人口を有する国であり、少なくとも2050年までは人口増加が継続すると予測されています。また、近年、中間所得層の人口も急速に増加しており、個人の消費活動も拡大しています。日系企業においては、製造業だけでなく、サービス業及び小売業等を営む非製造業も、上記のような豊富な人口及び旺盛な個人消費を受けて、インドネシアに多く進出し、又は、進出を検討している状況です。例えば、今年の3月にも、日系大手小売企業が、チカラン（西ジャワ州に所在し、工業団地には、日系企業も多く進出しています。）に、5号店となる大規模モールを開業しています。

しかしながら、インドネシアでビジネスを行う上では、日本と異なった観点から規制がなされることも少なくありません。その典型例がハラール認証です。インドネシアは、人口の約9割がイスラム教徒であると言われており、そもそも、ハラール製品（すなわち、イスラム法に従いハラールであると宣言された製品）の需要が高い国と言えます。また、それにとどまらず、2014年には、ハラール製品保証法（法律2014年33号。以下、単に「法」と言います。なお、同法は、雇用創出に関する法律2023年6号（以下「2023年オムニバス法」と言います。）で内容が改正されていますが、以下では、断りなき限り、改正後の内容を記載しています。）が施行され、2021年には、ハラール製品保証の実施に関する政令2021年39号（以下「本政令」と言います。）が施行されています。本政令では、2024年10

月から、段階的にハラール認証の義務付けを導入することを明らかにしており、また、ハラール認証が義務付けられる製品、ハラール認証の取得方法等について詳細に規定しています。その他にも、ハラール認証制度の構築にあたって、宗教大臣やBPJPH（後述）が複数の規則を制定しています。

本稿においては、ハラール認証義務付けの段階的導入及び認証手続の概要について解説を行い、読者の皆様において、例えば、自社製品がハラール認証義務付けの対象となるのか、また、いつから義務付けられるか等を判断される上での一助になれば幸いです。

なお、本稿執筆時点（2024年5月23日時点）において、小規模・零細事業者に限り、ハラール認証義務付けの開始時期を、2024年10月から2026年10月まで延期する旨の報道もありますが^{注)1}、外資企業は、最低投資額が（土地・建物を除き）100億ルピアを超える大企業の形態で設立される必要があるため（投資調整庁規則2021年4号12条1項2項）、引き続き、2024年10月からの段階的なハラール認証の義務付けの対象となるという前提で記載しています。

第2 実施機関

まず、インドネシアにおいて、ハラール認証を実施する機関は、宗教省直下に設置された「ハラール製品保証実施機関」

注)1

<https://news.yahoo.co.jp/articles/17a4b9b075bc8ec3ee9b9bf3250deea466318458>

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

(BPJPH)です。従前は、民間団体であった「インドネシア・ウラム評議会」(MUI)がハラール認証の発行権限を有していましたが、2019年にその権限がBPJPHに移管されました。

もっとも、後述のとおり、BPJPHがハラール認証を行う前提として、BPJPHから「ハラール検査機関」(LPH)が実施する審査や、MUIが実施するハラールファトワによる審理といった手続を経る必要があるため、上記の3つの機関は、相互に連携しながら、ハラール認証事務にあたっているとも言えます。

第3 ハラール認証規制の枠組み

1 ハラール認証が義務付けられる製品

本政令2条1項によれば、インドネシアに輸入され、流通され、取引される「製品」は、ハラール認証が義務付けられるとされています。そして、「製品」とは、食品、飲料、医薬品、化粧品、化学製品、生物学的製品、遺伝子組換え製品、着用・使用・利用される消費財に関する商品及び／又はサービスを言います(法1条1項及び本政令1条2項)。

なお、上記の化学製品、生物学的製品、遺伝子組換え製品は、食品、飲料、医薬品、化粧品に関する製品に限定されています(本政令137条)。

また、上記の着用・使用・利用される消費財は、動物性由来の物質を含む場合に限定されており(本政令138条1項)、本政令141条では、具体的に、衣類、頭飾品、アクセサリーに分類される消費財、及び、家庭用健康用品、家庭用電化製品、イスラム教徒用礼拝用品、文房具、事務用品に分類される消費財が挙げられています。

以上からわかるとおり、ハラール認証が義務付けられる製品は、食品及び飲料にとどまらず、広範囲にわたっている点に注意が必要です。特に、着用・使用・利用される消費財について

は、定義上、多くの製品が該当しうところですが、動物性由来の物質を含まない場合には、ハラール認証が義務付けられませんので、製品の含有成分について事前に検証を行うことも検討に値します。また、ハラール認証が必要な消費財については、宗教大臣等が詳細を定めるとされており(本政令138条2項)、複数の規則(例えば、ハラール認証義務が免除される原材料に関する宗教大臣決定2021年1360号、ハラール認証が義務付けられる製品のタイプに関する宗教大臣決定2021年748号等)が既に定められていますので、これらの規則を参照の上、自社製品がハラール認証義務付けの対象となっているか確認する必要があります。もし宗教大臣やBPJPHが制定する規則等を参照しても、自社製品がハラール認証義務の対象となるかについて判断が難しい場合は、BPJPHに照会をかけることも有用です。

2 ハラール認証が義務付けられない製品

他方、非ハラール原料を含む製品(例えば、豚やアルコールを含む製品等)は、ハラール認証が義務付けられず、ノンハラール表示をすることで販売し続けることができます(本政令92条)。ハラール認証義務付けの後も、非ハラール原料を含む製品の販売ができなくなるわけではないという点も、本制度のポイントです。

しかしながら、ノンハラール表示をして販売する場合、製品によっては、売上げの大幅な減少が想定されます。食品や飲料であればイメージしやすいところですが、それ以外についても、例えば、購入者が日常的に触れる製品等については、少ない売上げの減少が予測されると思われます。したがって、仮にノンハラール表示をして製品を販売し続ける場合には、売上げにどれ程の影響があるかについて、事前にマーケットリサーチを行うことが望ましいと言えます。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

3 ハラル認証義務付けのタイムスケジュール

ハラル認証の義務付けは段階的に導入されることとされており(本政令139条1項)、まず、食品、飲料、と殺サービス及びと殺サービスによる製品は、対応期限が2019年10月17日から2024年10月17日までとされており(本政令140条)、今年の10月からハラル認証が義務付けられることとなります。他方、それ以外の製品については、本政令141条に、以下のとおり、対応期限が定められています注)2。

- 伝統的医薬品、医薬部外品、健康補助食品:2021年10月17日から2026年10月17日まで
- 市販薬、限定市販薬:2021年10月17日から2029年10月17日まで
- 向精神薬除く処方薬:2021年10月17日から2034年10月17日まで
- 化粧品、化学製品、遺伝子組換え製品:2021年10月17日から2026年10月17日まで
- 衣類、頭飾品、アクセサリに分類される消費財:2021年10月17日から2026年10月17日まで
- 家庭用健康用品、家庭用電化製品、イスラム教徒用礼拝用品、文房具、事務用品に分類される消費財:2021年10月17日から2026年10月17日まで
- リスククラスAの医療機器:2021年10月17日から2026年10月17日まで
- リスククラスBの医療機器:2021年10月17日から2029年10月17日まで
- リスククラスCの医療機器:2021年10月17日から2034年10月17日まで
- 原材料がハラル材料から調達されていない、及び/又は、製造方法がハラルでない医薬品、生物学的製品、医療機器:法令の規定に従って実施

以上のように、製品の類型ごとに対応期限が定められていますので、自社製品がどの類型に分類され、また、いつから義務付けられるかを検討する必要があります。特に、2026年10月からハラル認証義務が課される製品については、対応期限までにハラル認証を取得できるよう検討を開始する必要があると思われます。

第4 ハラル認証手続及び所要日数

1 総論

ハラル認証に必要な手続及び所要時間につきましても、ハラル製品保証法及び本政令に明記されています。なお、改正前のハラル製品保証法(以下「改正前製品保証法」と言います。)では、各手続の所要日数について明記がなされておらず、本政令等に記載があるのみでしたが、2023年オムニバス法による改正により、法律においても各手続の所要日数が明記されるに至りました。

なお、以下では、BPJPHにハラル認証申請をすることを前提としています。BPJPHと相互認証を行った日本の認証機関もハラル認証が可能と考えられますが、2024年3月時点において、BPJPHと相互認証を行った日本の認証機関は、1機関にとどまり(その他4機関が申請中)、運用自体もまだ稼働していないようです注)3。

注)2 なお、大統領令2023年6号13条において、生物学的製品の対応期限が2039年10月17日まで、リスククラスDの医療機器の対応期限が2039年10月17日までというスケジュールも追加されています。

注)3 日本貿易振興機構「ASEAN主要国におけるハラル認証制度比較調査」
(https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Reports/02/2024/d5fea7ae44f7eadc/20240315_r.pdf)29、38頁

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターにのみ依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

2 ハラル認証手続の大まかな流れ^{注4}

まず、ハラル認証を受けようとする事業者は、事業主のデータ、製品の名前及びタイプ、使用されている製品及び原材料、製品の加工に関する情報を記載した申請書を、BPJPHに提出し、BPJPHにおいて、申請書類に不備がないかを審査します。BPJPHの書類審査は、申請書類の受領から1営業日以内に実施されると規定されています(法29条、本政令59条及び66条)。

仮に申請書類に不備がなかった場合、BPJPHは、LPHに対して製品のハラルステータス(すなわち、ハラル認証の要件を満たしているか)について審査の実施を通知します。BPJPHによる審査の実施の通知は、BPJPHが申請書類に不備がないことを宣言してから1営業日以内に実施されると規定されています(法30条、本政令67条)。

LPHによる審査には、提出書類の妥当性の審査及び製品のハラルステータスの検査／試験が含まれており、15営業日以内(ただし、延長の可能性があり、海外で製造された製品については、最大15営業日の延長があり得ます。)に実施されると規定されています(法30条及び31条、本政令68条及び73条)。

LPHの審査結果はMUI等に送付されます(法32条、本政令75条)。MUI等において、ハラルファトワセッションによる審理を踏まえ、製品のハラルステータスについて決定を下し、その結果はBPJPHに送付されます。ハラルファトワセッションによる決定は、MUI等がLPHからの審査結果を受領してから3営業日以内に実施されると規定されています(法33条、本政令76条及び77条)。

上記の手続を踏まえ、BPJPHからハラル認証が発行されます(法35条、本政令78条)。ハラル認証の発行には、製品のハラルステータスの決定から1営業日以内に実施されると規定されています(法35条、本政令78条)。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみならず、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

第5 有効期間

改正前ハラル製品保証法及び本政令では、ハラル認証の有効期限は4年間とされていましたが(改正前製品保証法42条1項及び本政令78条1項)、2023年オムニバス法による改正により、原材料の構成や製造過程に変更がない限り、ハラル認証は有効であるとされました(改正前製品保証法42条1項)。このように、ハラル認証の有効期間が撤廃されたこととされる点も2023年オムニバス法の注目すべきポイントです。

第6 おわりに

ここまでで、インドネシアにおけるハラル認証義務付けの段階的導入及び認証手続の概要についてご説明いたしました。ハラル認証の制度は、インドネシア以外の国においても存在しますが、インドネシアのような広範なハラル認証義務を定めている国は少なく(例えば、マレーシア、シンガポール、タイでは、ハラル認証制度自体は存在しますが、現状、ハラル認証は義務付けられていないか、一部のみ義務付けられているにとどまります^{注5})、このことから、ハラル認証規制は、インドネシアでビジネスを行う上で特に気を付けなければならない規制と言えます。また、上記のとおり、ハラル認証制度の構築にあたっては、宗教大臣やBPJPHが複数の規則を制定しており、今後も新たな規則を制定する可能性もありますので、引き続き、動向を注視する必要があります。

以上

注4 上記の手続以外にも、検査費用の請求及び支払等の付随的な手続も存在します。

注5 日本貿易振興機構「ASEAN主要国におけるハラル認証制度比較調査」

(https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Reports/02/2024/d5fea7ae44f7eadc/20240315_r.pdf) 11頁